

議案第 95 号

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 19 年 9 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

川崎市立学校の設置に関する条例（昭和 39 年川崎市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

川崎市立白山小学校	川崎市麻生区白山 2 丁目 1 番 1 号
-----------	-----------------------

」

を

「

川崎市立王禅寺中央小学校	川崎市麻生区王禅寺東 4 丁目 1 4 番 1 号
--------------	---------------------------

」

に改め、川崎市立王禅寺小学校の項を削る。

別表第 2 中

「

川崎市立白山中学校	川崎市麻生区白山1丁目1番1号
川崎市立王禅寺中学校	川崎市麻生区王禅寺東4丁目14番2号

」

を

「

川崎市立王禅寺中央中学校	川崎市麻生区王禅寺東4丁目14番2号
--------------	--------------------

」

に改める。

#### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

白山小学校と王禅寺小学校を統合して王禅寺中央小学校とし、及び白山中学校と王禅寺中学校を統合して王禅寺中央中学校とするため、この条例を制定するものである。